

令和元年度

下請取引契約の基礎知識と 働き方改革関連法について

親事業者・下請事業者が公正な取引を行うために、双方が契約の基本理念や関係法令を理解しなければなりません。また、親事業者には本年より働き方改革による努力義務も課せられました。

本講習会では、働き方改革関連法の振興基準や、基本契約書の作り方と注意点について、法務に精通した講師が分かり易く解説します。

対象者

- ・受発注取引において、契約業務に携わる実務経験が浅い担当者の方
- ・企業経営者や総務管理担当者の方

第1回

令和元年 10月2日(水)

東京都中小企業振興公社 秋葉原庁舎3階第一会議室

第2回

令和元年 12月3日(火)

(一財)三多摩労働会館 3階大会議室

概要

※各回受付開始 開場:13:30~

参加無料

【第1部】

14:00~15:00

働き方改革による親事業者の努力義務と基準改正ポイント
~働き方改革関連法により労働時間等設定改善法は改正されました。については、親事業者の努力義務と振興基準の改正ポイントについて、お伝えします。~
【講師】働き方改革推進支援センターから派遣

【第2部】

15:00~16:30

受発注取引における基本契約書の作り方と注意点について
~下請法の知識があっても、条文の基本構造を知らなければ契約書は作れません。そのため基本契約書の作り方と注意点について、お伝えします。~
【講師】中村・久吉法律事務所 弁護士 中村 英示 (苦情紛争相談弁護士)

《お問合せ》(公財)東京都中小企業振興公社 取引振興課 渡辺・三好

【メール】torihiki@tokyo-kosha.or.jp

【URL】<http://tokyo-kosha.or.jp>

【TEL】03-3251-7883